

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

余良縣公報

おりである。

平成十五年四月二十一日

奈良県知事 柿本善也

採用予定月の一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子

幕集其間

ベーシ

告示

募集

競実地指導員の指定

定國瘡機圖〇指掌

四庫全書

司

区域変更及び供用開始

供用開始

画事業の事業計画の変更認

位置找人

卷之三

卷之三

同

告示

奈良県告示第三十四号
平成十五年度第一次募集期の一等陸士、一等海士及び一等空士の募集要領は、次のと

自衛隊奈良地方連絡部 檜原募集事務所
4
檜原市久米町六六一 大和開発ビル二階

5 電話（〇七四四一二七一九六〇〇）
自衛隊奈良地方連絡部五條募集事務

奈良県告示第三十七号
結核予防法（昭和二

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

五條市今井五丁目一番一一号 サンタウン一階
電話(〇七四七)一一一三七八九

奈良県告示第三十五号
母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

四八九	指定証番号
奈良市西大寺赤田町一丁目一番七号	住所
林 良枝	氏名

奈良県告示第三十六号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人泰山会福西クリニック	吉野郡下市町新住一五五一	平成十五年四月四日
おおさかクリニック	大和郡山市小泉町東三一六一一	平成十五年四月四日

医療法人泰山会福西ク リニツク	名 称
吉野郡下市町新住一四五一三	所 在 地
一日	辞 退 年 月 日 平成十五年三月三十

奈良県告示第三十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、治道南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出が

平成十五年四月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

中鳥青行

大和郡山市横田町八七六

名稱所 在地

平成十五年四月四日

图解法

おもかげーーッケ

大和郡山市小宗町東二二六

平成十五年四月四日

二	就任役員の役名、氏名及び住所	池田 成男 中西 潔 伊豆七条町一四八 新庄町三五七
理 事	楠 見 幹 夫	大和郡山市横田町八七六
	仲 井 作 朗	八一六
監 事	中 嶋 清 行	七四三
	田 中 康 夫	九一五一二
	池 田 成 男	一一八四
	森 川 武 男	一〇一〇
	西 田 英 雄	一三三二
	辻 井 基 雄	二二六一二
	矢 辺 清 春	二二六一九
	森 村 彦 治	二二六一八
	乾 義 和	二二六一七
	仲 井 作 朗	二二六一六
	岡 本 秀 典	二二六一五
	金 居 巍 晃	二二六一四
	植 村 嶽	二二六一三
	奈 谷	二二六一二
	横 田 町 八 六 ○	二二六一一
	伊 豆 七 条 町 二 一 一 二	二二六一〇
	新 庄 町 一 三 五	二二六九
	横 田 町 八 六 ○	二二六八
	伊 豆 七 条 町 二 一 一 一	二二六七
奈良県告示第三十九号		二二六六
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、姫谷		二二六五
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。		二二六四
平成十五年四月二十一日		二二六三
一 退任役員の役名、氏名及び住所	奈良県知事 柿 本 善 也	二二六二
理 事	楠 本 昭 男	五條市靈安寺町一〇五四
	浦 北 正 明	一七八四
	柏 田 文 雄	一五六〇
	幸 男	三三三一

平成四年三月奈良県告示第五百六十六号及び平成十年五月奈良県告示第百十一号の事業地のうち服部一丁目、小吉田一丁目及び法隆寺西一丁目地内において事業地を変更し、法隆寺山内を加える。

奈良県告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成十五年四月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十五年三月十八日現在の地番による。）
生駒郡三郷町立野南一丁目一三五七番地の一部
- 二 申請者氏名 株式会社タイヨーコーポレーション 代表取締役 畑内明
- 三 申請者住所 大阪府八尾市大竹一丁目二九番地
- 四 道路の幅員 四・三〇メートル
- 五 道路の延長 三三・二六メートル
- 六 指定年月日 平成十五年四月七日
- 七 指定番号 郡土第一五〇一号



大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聽きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十五年四月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 奈良ファミリー
所在地 奈良市西大寺東町二丁目四の一他
- 二 奈良市から聴取した意見の概要
1 「奈良県青少年の健全育成に関する条例」を遵守すること。
2 青少年の健全育成活動を行つてゐる「伏見及び平城中学校区」の少年指導協議会

に対し、誠意をもつて説明と協議を行い、その理解を得ること。

3 営業時間変更に伴い店舗内や駐車場、その周辺地域が青少年のたまり場や、非行の温床とならないよう、貴社内において保安体制を整え、当該地域の安全及び環境の浄化に努めること。

4 当指導センター及び当該少年指導協議会等の指導活動並びに環境浄化活動に、積極的に協力すること。

5 騒音等の対策については、周辺住民に十分配慮すること。また、騒音等の苦情が発生した場合は、誠意をもつて最大限対応すること。

6 事業活動に伴い排出される産業廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その減量化及び再生利用を積極的に行うこと。

7 駐輪場への誘導方法と駐車施設の拡大等の駐輪対策及び駐車対策を講じること。
8 駐車場について、駐車場法第十三条第四項による届出を行うこと。

- 三 縦覧場所
奈良県商工労働部中小企業課
- 四 縦覧期間
平成十五年四月二十二日から同年六月一・二十三日まで
- 五 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聽きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十五年四月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ダイヤモンドシティ奈良橿原ショッピングセンター
所在地 橿原市曲川町七丁目
- 二 橿原市から聴取した意見の概要
1 橿原市開発指導要綱第四条第二項の規定による「開発事業に関する協定書」及び「公園の帰属及び維持管理に関する覚書」の内容を履行し遵守すること。
2 橿原市総合計画の実現に向け、「人にやさしい福祉都市」の実現を図るため、高

齢者や障害者にも利用しやすいバリアフリーの施設計画とする。

3 交通安全対策を講じる必要があるときは、橿原警察署及び橿原市社会交通対策課と協議すること。また、オープン時、混雑時には交通整理員を配置すること。

4 環境保全に関する諸法令を遵守すること。

5 地元商工業及び雇用等への配慮を行うこと。

6 大規模小売店舗立地法第四条第二項の規定に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十五年四月二十二日から同年六月二十三日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十五年四月二十二日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイヤモンドシティ奈良橿原ショッピングセンター

所在地 橿原市曲川町七丁目

二 述べられた意見の概要

橿原市曲川町自治会六区住民一同

1 屋上駐車場への入口が住宅密集地の最接近地に計画されており、排気ガスや騒音・塵埃の影響が付近住民に与える影響を考慮していない。また、景観を悪化させるため計画の変更を願いたい。

2 商品の搬入出入口が施設三カ所計画されているが、最大規模で荷下ろしの中心と思われる設備が東側住宅に接近した場所に計画されている。早期から大型トラックの出入りが想定でき、騒音と振動により近隣住民の生活に影響が大きいことから設置場所の変更を検討願いたい。

3 建物と東側住宅との距離が接近しており住宅の日照、および通風が確保できないことが想定できる。計画地西側には十分な空地が確保されていることから、東側空地の確保に十分な配慮を検討したい。

4 映画館等アミューズメント施設を併設するため、二十四時間営業の計画であるが、青少年の健全育成の観点から営業時間の再考を要望する。

橿原市曲川町住民四名連盟

1 騒音・振動の源となる荷さばき場所が東側住宅地に最接近した場所に計画されているため、早朝から大型車両による商品の搬入作業により、付近住民の生活環境に多大な影響を与える。

2 屋上駐車場へのアプローチ取り付け路が付近住宅に最接近した場所に計画されているため、騒音及び排気ガスによる住民の健康を害し、また住景観も大きく損なわれる。

3 映画館等アミューズメント施設の併設に伴い駐車場が二十四時間開放され、さらに施設を取り巻く外周道路の設置により、深夜の暴走行為等による騒音や周辺住民の安全確保ならびに、治安の維持も危惧される。

4 映画館等アミューズメント施設の二十四時間営業は青少年の非行化・健全育成の観点からも悪影響を与えることができる。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十五年四月二十二日から同年六月二十三日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成十五年四月二十二日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 測量の目的 基本測量（一万分一数値地形図ファイル作成作業）

二 測量の地域 北葛城郡王寺町

III 民謡の振舞 平成十五年六月一日至の平成十六年五月三十日備ド

別表

委員長 畠 中俊尚

民謡法（昭和二十九年法律第二百八十八号）第二十九条第一項の規定により、奈良県立木事務所がこの法の規制する公井民謡を終つたる以上へこの民謡をもつねつた。

平成十五年五月三十日備ド

一 民謡の四名 公井民謡（京三改修話画）

二 民謡の地域 小金井三流域（大和高田市松塚町内からの民謡を京三六十四封区備ド）

三 民謡の終へ出立日 平成十五年五月三十日

公井民謡

株式会社本舗

奈良県公安委員会告示第38号
昭和二十九年七月奈良県公安委員会告示第1号（警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年四月二二日

奈良県公安委員会
委員長 畠中俊尚

「一食当たり402円」を「一食当たり396円」に改める。

奈良県公安委員会告示第39号
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第122号）第二十条第四項の規定により申請された別表に掲げる遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第4号）第六条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成十五年四月二二日

奈良県公安委員会

検定通知 年月日	検定番号 試験番号	検定機器の種類及び遊技機の区分	型式名	検定申請者の氏名又は 名称及び製造業者名	申請者の所在地
H15.4.14 3000310	3000310	ばらんこ遊技機第1種特別電 動機物規則第6条第1号イ	C.R.ホットクル ージングZ.X.1	株式会社まさむら織機 名古屋市天白区中砂 町143番地	
n 30008100 30008100	n n	C.R.ホットクル ージングZ.3	n	n	
n 300118 30011800	n n	C.R.ホットクル ージングV.X.1	n	n	
n 300034 30003400	n n	C.R.メリード ッシュM.2.3	株式会社三洋物産 名古屋市千種区今池 三丁目9番21号		
n 300059 30005900	n n	C.R.メリード ッシュM.2.2	n	n	
n 300078 30007800	n n	C.R.メリード ッシュM.3.7	n	n	
n 300098 30009800	n n	C.R.新海物語L 5.3	n	n	
n 300110 30011000	n n	C.R.新海物語L 5.5	n	n	
n 300153 30015300	n n	C.R.新海物語L 5.2	n	n	
n 300079 30007900	n n	和(なごみ)ワ ルパド	奥村遊機株式会社 名古屋市昭和区鶴舞 一丁目2番8号		
n 300111 30011100	n n	C.R.大江戸夢歌 舞伎	株式会社ミズホ 東京都江東区有明二 丁目1番地25		
n 300115 30011500	n n	C.R.深海伝説F V	株式会社サンセイ 名古屋市中区丸の内 二丁目11番13号		
n 300117 30011700	n n	C.R.深海伝説V	n	n	
n 300165 30016500	n n	C.R.深海伝説M	n	n	
n 300116 30011600	n n	C.R.フイーベー 夏祭りJ.X	株式会社三共 群馬県桐生市勝野町 六丁目460番地		
n 300136 30013600	n n	C.R.フイーベー アラビアンナイト J.X.V	n	n	
n 300148 30014800	n n	C.R.フイーベー アラビアンナイト J.F.X.V	n	n	
n 300162 30016200	n n	C.R.フイーベー アラビアンナイト J.R.X.V	n	n	
n 300180 30018000	n n	C.R.フイーベー アラビアンナイト J.X.V	n	n	
n 300175 30017500	n n	C.R.猛烈牙王M B	株式会社ニューギン 名古屋市中村区烏森 町三丁目56番地		
n 300139 30013900	n n	C.R.猛烈牙王M B	n	n	
n 300160 30016000	n n	C.R.猛烈牙王M A	n	n	

平成15年4月22日 火曜日

奈良県公報

n	300179	n	C.R.トロピカル パラダイスマ	n	n
n	300151	n	C.R.三國遊義H F	マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山 町一丁目127番地	n
n	300169	n	C.R.三國遊義M X	マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山 町一丁目127番地	n
n	300184	n	C.R.ハイスクー ル奇面組F	n	n
n	300172	n	C.R.ハイスクー ル奇面組S	株式会社ダイドー 東京都渋谷区渋谷二 丁目2-9番10号	n
n	300186	n	C.R.ハイスクー ル奇面組X	n	n
n	30018600	n	C.R.ハイスクー ル奇面組Y	株式会社ダイドー 東京都渋谷区渋谷二 丁目2-9番10号	n
n	300175	n	C.R.果物物語S	タイヨーエレック株式会社 名古屋市西区児寺町 1-2-5番地	n
n	300182	n	C.R.ハイサイA 。T	豊丸産業株式会社 名古屋市中村区長戸 井町三丁目12番地	n
n	310013	n	ぱらんこ遊技機第2種特別電 動機物規則第6条第1号イ	株式会社三洋物産 名古屋市千種区今池 三丁目9番21号	n
n	31001300	n	レッドスター星人M 6	株式会社三洋物産 名古屋市千種区今池 三丁目9番21号	n
n	310018	n	バーラー星人M 6	株式会社三洋物産 名古屋市千種区今池 三丁目9番21号	n
n	31001800	n	レッドナンバー 6	株式会社三洋物産 名古屋市千種区今池 三丁目9番21号	n
n	340063	n	同上式遊技機規則第6条第2 号	株式会社ナムコ 大阪府堺市旭ヶ丘北 町一丁目4番5号	n
n	34006300	n	レッドナンバー 6	大阪市北区本庄東一 丁目1番10号	n
n	340071	n	ミナミノティオ ウ2	株式会社ナムコ 大阪市北区本庄東一 丁目1番10号	n
n	34007100	n	マジックモンス ター	株式会社オリンピア 東京都台東区東上野 二丁目11番7号	n
n	340107	n	トリコローネ α	株式会社オリンピア 東京都台東区松が谷 一丁目3番5号	n
n	340126	n	ジャバパン株式会社 アイジーテイ ー	株式会社ラスター 東京都台東区台東四 丁目13番21号	n
n	340128	n	ガンドム	株式会社ラスター 東京都台東区台東四 丁目13番21号	n

正 議

平成十五年四月十五日付「平成15年4月15日 月曜日」の議事録

発行

株式会社 春 日

奈良市登大路町111〇
電話 ○七四一・一三一・一〇一〇奈良市三条東九一八
電話 ○七四一・一三五・一七一〇一〇

本議事録用紙を使用してご用意。

【付】一六四 十四四五 一六五二 一枚立つめ(議事録、決算報告)